

現行	変更案
<p>第1～第5 省略</p> <p>第6 行為指針</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 屋外広告物</p> <p>(1) 屋外広告物は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので、「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りでない。</p> <p>ア 屋外広告は、にぎわいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1に掲げる質の高い広告景観を創造する。</p> <p>イ 屋外広告は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。</p> <p>※ エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。</p>	<p>第1～第5 省略</p> <p>第6 行為指針</p> <p>1～9 省略</p> <p>10 屋外広告物</p> <p>(1) 屋外広告は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので、「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りでない。</p> <p>ア 屋外広告は、にぎわいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1に掲げる質の高い広告景観を創造する。</p> <p>イ 屋外広告は、地区内外からの眺望景観、街路景観に配慮し、形状、大きさ、配置等について、別表2に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。</p> <p>※ <u>地区全体の活性化に資する活動</u>（エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動若しくは主体的に参加する実行委員会等が実施する活動又は複数施設で連携して取り組むイベント活動等）をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。</p>

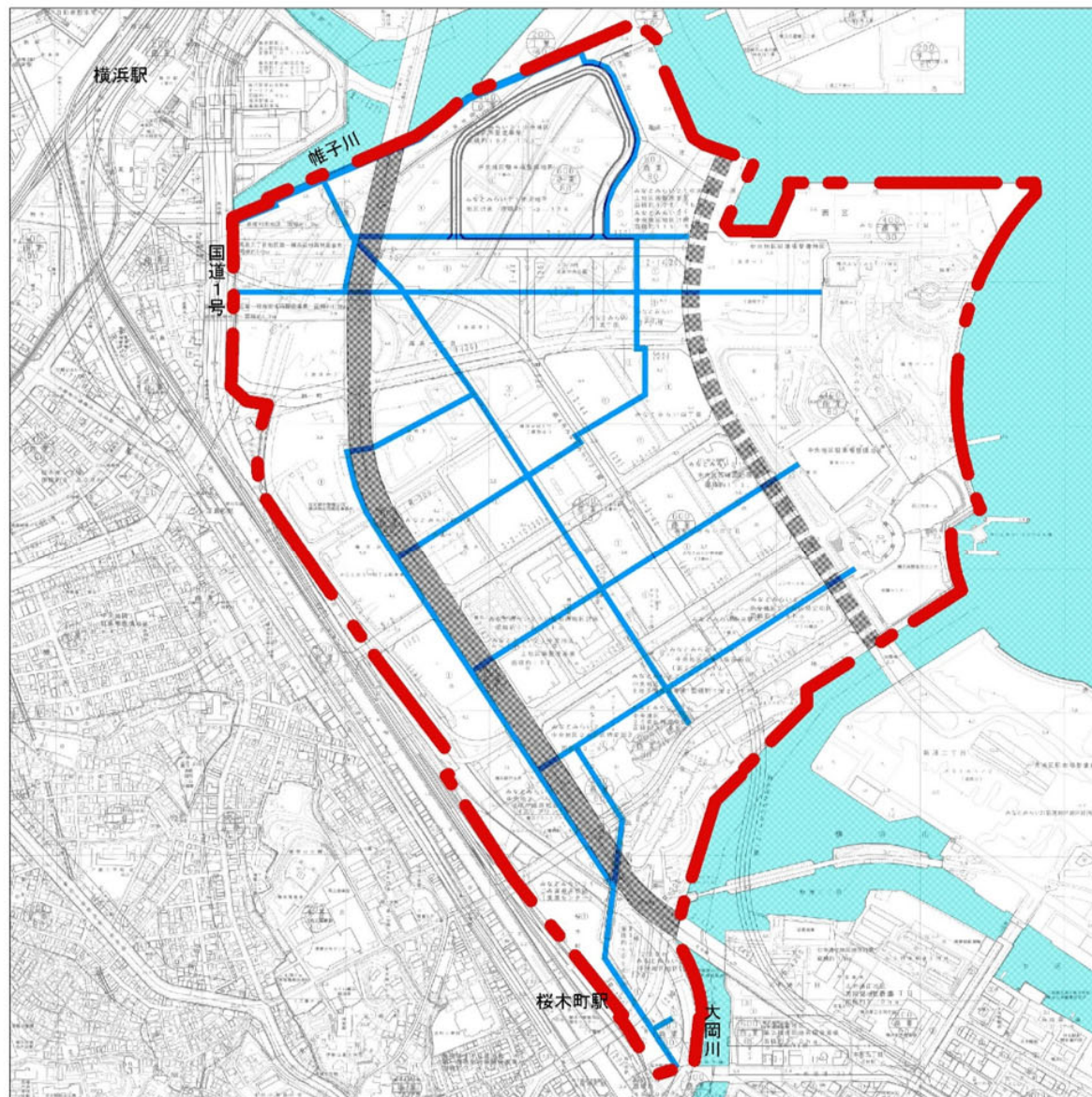
現行	変更案																
<p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>表示内容・デザイン</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>映像広告</td> <td>映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。</td> </tr> </table>	表示内容・デザイン	省略	色彩	省略	照明	省略	映像広告	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。	<p>別表1</p> <table border="1"> <tr> <td>表示内容・デザイン</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u></td> <td>映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。</td> </tr> </table>	表示内容・デザイン	省略	色彩	省略	照明	省略	映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u>	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。
表示内容・デザイン	省略																
色彩	省略																
照明	省略																
映像広告	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。																
表示内容・デザイン	省略																
色彩	省略																
照明	省略																
映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u>	映像装置を利用する屋外広告物は、設置位置、大きさ、放映内容、期間、放映時間、照度、輝度、音量等について、良好な景観に十分配慮するものとする。																
<p>別表2 省略</p> <p>1 1 にぎわい形成</p> <p>(1) エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</p> <p>ア にぎわいが地区全体に広がるようエリアマネジメント活動について、地区内の他の場所で実施されているものも含めて、積極的に情報発信に努める。</p> <p>イ 建築物や工作物は、当地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。</p> <p>ウ 屋外広告物は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、<u>また、著しく景観を損なわないよう設置数に配慮されたものとする。</u></p>	<p>別表2 省略</p> <p>1 1 にぎわい形成</p> <p>(1) エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</p> <p>ア にぎわいが地区全体に広がるようエリアマネジメント活動について、地区内の他の場所で実施されているものも含めて、積極的に情報発信に努める。</p> <p>イ 建築物や工作物は、当地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。</p> <p>ウ <u>屋外広告物や照明は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。映像装置や照明によるイベント演出は、季節や時間に合わせた限定的なものとし、近隣施設への影響や周辺地区からの見え方に</u></p>																

新旧対照表（みなとみらい2 1 中央地区都市景観協議地区）

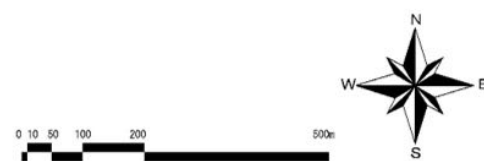
現行	変更案
	<u>配慮し地区全体の良好な景観を阻害しないものとする。</u>

都市景観協議地区図

現行

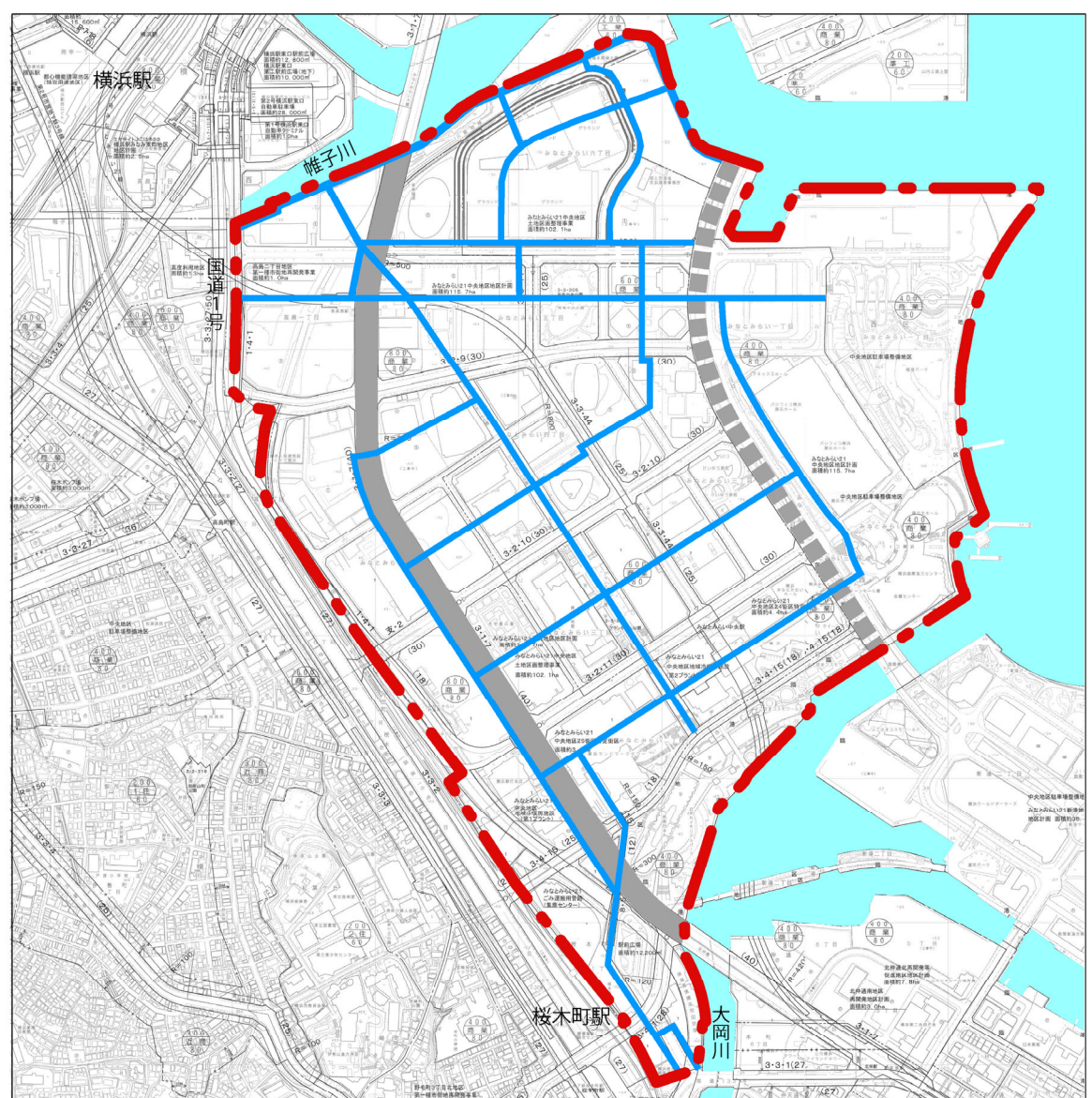


- 【凡例】
- - - みなとみらい21中央地区都市景観協議地区
 - ペDESTリアンネットワーク
 - みなとみらい大通り
 - 国際大通り

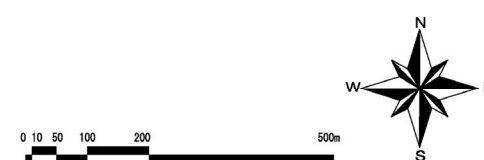


図名：都市景観協議地区図
 みなとみらい21中央地区都市景観協議地区区域等
 縮尺：1/7500

変更案



- 【凡例】
- - - みなとみらい21中央地区都市景観協議地区
 - ペDESTリアンネットワーク
 - みなとみらい大通り
 - 国際大通り



図名：都市景観協議地区図
 みなとみらい21中央地区都市景観協議地区区域等
 縮尺：1/7500